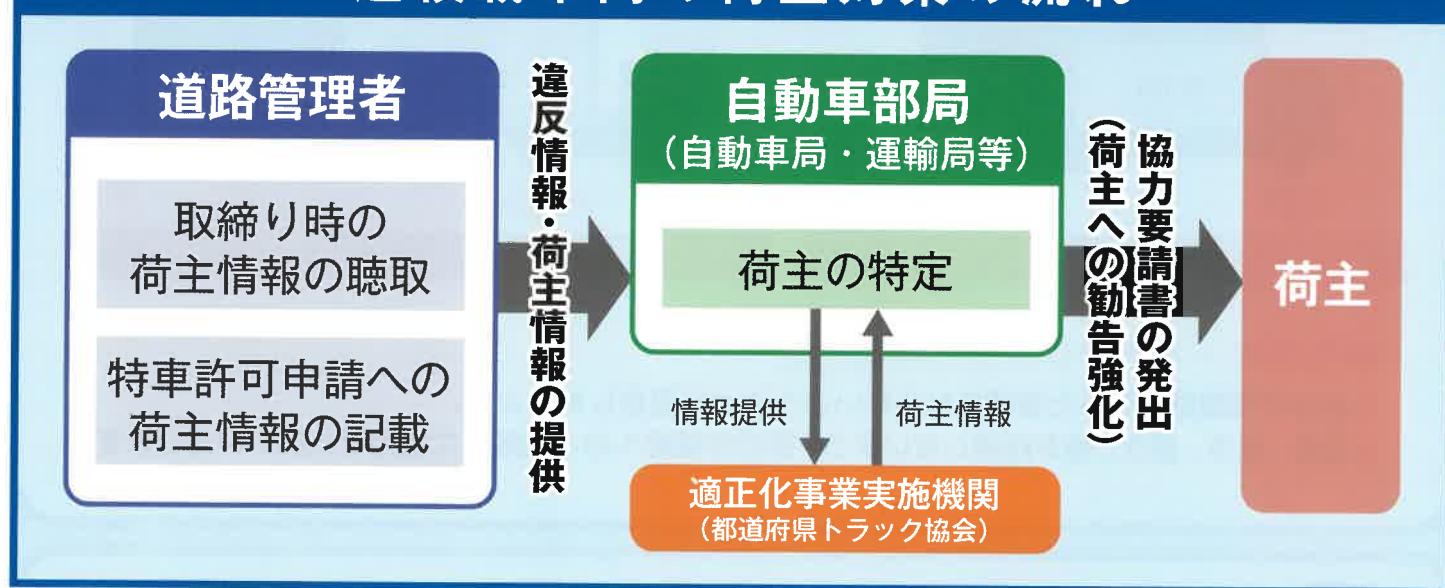


荷主の皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。

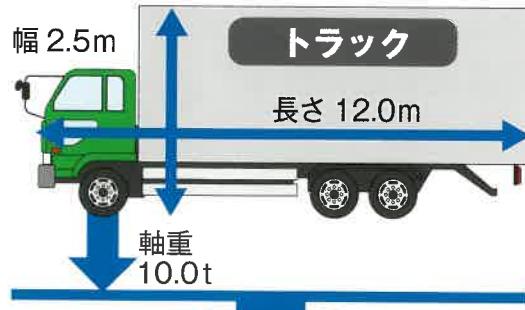
過積載車両の荷主対策の流れ



道路法(車両制限令)では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、通行する車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)が定められています。

一般的制限値

高さ 3.8m(高さ指定道路は 4.1m)
※積荷の高さも含まれます



総重量 20.0t
(重さ指定道路では車両の長さ等に応じて最大 25.0t)

高速自動車国道における連結車の例

高さ 4.1m
※積荷の高さも含まれます



※国際海上コンテナ輸送車両
及び特例 8 車種の許可上限値は 11.5t
総重量 25.0～36.0t
(高速自動車国道における特例 5 車種(軸距による))

違反は未然に防ぐことができます。

荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします！



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



日本貨物運送協同組合連合会

参考 1

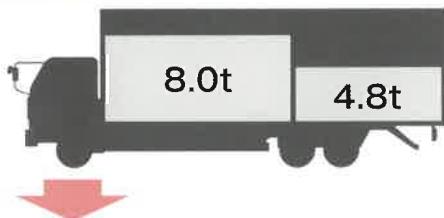
貨物を偏って積載した場合には軸重超過になる恐れも…

全日本トラック協会では国土交通省の協力を得て、積荷の偏りによる軸重への影響を確認する実験を行いました。

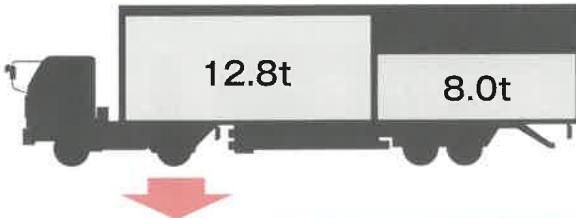
その結果、走行時の軸重は、貨物を荷台の前方に偏って積載した場合に、大型トラックでは3軸ある内の一番前方の軸（＝1軸）、セミトレーラでは4軸ある内の前から二番目の軸（＝2軸、トラクタ駆動軸）が最も大きな値を示しました。どちらも均等に積載した場合よりも大きな値となり、**貨物を偏って積載した場合には、軸重超過になる危険性がある**ことが分かりました。

【実験結果】

大型トラック



セミトレーラ



均等積載時に平均7.0tだった軸重が **平均9.8t** に

均等積載時に平均9.8tだった軸重が **平均11.6t** に

荷主企業・トラック運送事業者とも

- 貨物の積載時に偏った積載にならないように十分留意しましょう。
- 重量、高さ、長さ、幅が超過しないよう、適切な積載へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考 2

車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成29年4月1日から、高速道路6会社において、
車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- ① 軽微な重量超過等（指導警告）に対する違反点数の付与
- ② 軸重超過に対する違反点数の設定
- ③ 違反点数の累積期間を2年間に拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止や
ETCコーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます